

# 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に対する意見募集の結果について

令和3年6月23日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和3年4月1日から同年4月30日まで（30日間）

対 象：

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送及びFAX

## 2. 意見公募の結果

○御意見数：3件\*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数についても、別紙のとおり3件。

## (別紙)

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）に関する御意見及び御意見に対する考え方

| No. | 該当箇所 <sup>1</sup>   | 御意見（原文）  | 考え方   |
|-----|---|--|---|
| 1   | 別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈<br>14頁                              | 福島第一原発の事故は全電源喪失による原因も拡大の理由にあると思いますが、<br>14ページの第5条(津波による損傷の防止)の3で、「Sクラスに属する設備を内包する建屋及びSクラスに属する設備は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。」の中に電源等の設備も含まれていますか？<br>又、そうでない場合、電源等の設備周辺には津波防護施設及び浸水防止設備の設置は含まれているのでしょうか？ | 御意見の別表第1の第5条3-①における「Sクラスに属する設備」には電源等も含まれます。<br>「Sクラスの施設」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記2第4条2-1に記載されているとおり「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」、「原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」等をいいます。「Sクラスに属する設備」とは「Sクラスの施設」に属する設備を指し、炉心に注水するためのポンプやそれらを作動させるための電源が含まれます。 |
| 2   | 別表第3 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準<br>1頁及び2頁 | 別表第3の1ページの改正後欄の12行目「緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員」と、2ページの改正後欄の10行目「緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」との違いは、何を意味しているのですか？  | 御意見にある「必要な要員」とは、重大事故等に対処するための機器の操作等をする要員及びその要員に指示をする要員を指します。他方、「指示を行う要員」とは、「必要な要員」のうち、指示をする要員を指します。   |

<sup>1</sup> ページは、令和2年度第70回原子力規制委員会資料2別紙のもの

## その他の御意見

| No. | 御意見（原文）  |
|-----|--|
| 1   | <p>1, 以下の記事が2012年朝日新聞で報道されていますが、以下の対策は実施されているのでしょうか？<br/>全電源を喪失した際に応急的に原子炉を冷却する準備などを米国内の原発に義務づけた米政府の新しい規制「B5b」について、日本政府の原子力安全・保安院の幹部職員が米政府から説明を受けてその内容を把握していた問題で、保安院の森山善範・原子力災害対策監は1月30日夕の記者会見で、東日本大震災以前にB5bを日本国内の原発の安全対策に生かすかどうかを検討していたと明らかにした上で、「実際の対応には至っていなかった」と述べた。</p> <p>2, コアキャッチャーの設置に関して<br/>メルトダウンが発生した後処理を容易にするコアキャッチャーの設置義務が必要と考えます。</p> <p>3, NHK「ドキュメンタリーWAVE」2012年で放送<br/>米国ミルストン原子力発電所（福島と同型）<br/>福島原発で開閉できなかったIC弁について、電源喪失時に手動で開ける訓練が行われている。<br/>上記の様な、電源喪失時の定期的な実地訓練が必要と考えます。</p> |